## 戸籍等の写し請求書

申請書名	戸籍等の写し請求書					
請求方法	戸籍等の写しの請求は、窓口請求と郵便による請求が可能です。					
	戸籍等の写しを発行できるのは、島本町に本籍のある方のみです。					
記載要領	請求書は請求日を記入し、太線で囲んだ部分をご記入ください。					
	1	請求されるあなたの <b>住所」、 氏名 (捺印)」、 ふりがな」、 筆頭者からの続柄」</b> を記入します。 ただし、 筆頭者からの続柄が その他」に該当する場合は、 委任状」が必要となることがあります。				
	2	必要な戸籍の <b>体籍地」、筆頭者の氏名」、ふりがな」、生年月日」</b> を記入 します。				
	3	必要な戸籍の種類を、該当項目前の「 」にチェックします。				
	4	<b> 全員の写し(謄本)]</b> が必要な場合は、「必要枚数」を記入します。				
	5	5 【一部の写し(抄本)】が必要な場合は、必要な人の氏名」、必要枚数」を記入します。				
	6	戸籍の写しを何 (例:	に使用するか <b>'目的</b> のため		体的に記入します。 へ提出)	
郵便での請求	郵便での請求方法は、次のものを同封し郵送してください。					
	1	戸籍等の写しの請求書を1部				
	2	手数料は <b>定額小為替 (郵便局 )</b> をご利用 〈ださい。				
	3	返信用封筒を1部 (切手をは以 請求者の住所・氏名を書いて ぐださい)				
		島本町以外に本籍がある場合は、該当市町村に請求してください。				
		往復の郵便日数す。	数と事務処理日数を	あわせて、一週間	程度が必要になりま	
手数料等	戸	籍	450円	戸籍の附票	300円	
	除	籍	750円	身分証明	300円	
	原戸	籍	750円	受理証明	350円	
受付窓口	住民課					
	営業日》土 ·日 ·祝日 ·年末年始の休日を除く日					
お問い合わせ先	(郵便請求先)					
	〒 618 - 8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目 1番1号					
		島本町役場 住民課				
	電	電 話 075-961-5151				